

# 破産管財人の第1回債権者集会における報告予定内容要旨

株式会社バーゲントラベルの破産管財人が2003年6月9日の債権者集会において報告予定の内容の要旨を入手しましたので、掲載します（破産管財人の安藤弁護士には承諾を得ています。）。

平成15年6月2日

債権者（旅行者）各位

破産者株式会社バーゲントラベル  
破産管財人 弁護士 安藤 信彦

破産者（株）バーゲントラベル【平成15年（フ）第2124号】について、当職は、平成15年6月9日開催の第1回債権者集会に先立ち、同集会において報告を予定している内容の要旨を、以下のとおりご連絡申し上げます。

このご連絡は、遠方の債権者も多数いらっしゃることに配慮し、当職が非公式に行うものであり、恐縮ながら、内容等に関するご質問その他、個別にての要望にはお応えしかねる旨予め申し上げます。

皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 第1回債権者集会における破産管財人の報告書（要旨）

### 第1 破産宣告に至った事情

#### 1 営業の態様等

破産会社は、平成12年3月9日、斧山平人社長によって、資本金1000万円、旅行業を主たる目的として設立された。同年8月1日、東京都に旅行業登録をしている。

業務の具体的形態は、日本信販の提携クレジットカード等を作って会員となった者からインターネットを介して注文を受け、海外航空券やツアーを格安で販売し、銀行振込ないしカードで支払を受けて航空券等の発券を行う、というものであった。販売等する航空券は、提携業者に現地でJALの呼称航空券等を購入させ、その転売を受けることにより入手していた。

#### 2 組織の形態等

社長以外の従業員としては、主に顧客に関する飛行機の手配等を行う女性従業員が5名（うち2名は派遣社員）、パソコンのシステム管理を行う男性社員が1名いた。上記女性社員の中には、取締役として登記されている者1名、及び旅行業務取扱主任者として登録されている者1名も含まれるが、これらの者の実質的業務内容に他の社員との差異は無かった旨が伺われる。

ハワイにおける提携業者ESL・MASTERは、破産会社のために、ハワイにて呼称航空券の購入やホテルの手配等をしていた。また、プーケットにも男性1名を派遣し、同地におけるESL同様の機能を営ませていた。

破産会社は、各種経理帳簿等は一切作成せず、預金通帳による預金の入出金のみで業務していた。税務申告及び納税も、従業員に関する社会保険・労働保険の加入手続も、一切行っていない。

#### 3 破綻に至る経緯

破産会社は、上記呼称航空券を用いた手法によっても実際の仕入値は5～15万円程度であった航空券を、一律5万円で購入し続けた。また宿泊ホテル代についても、著しい廉価販売を常態とした。そして、受注どおりの予約をとれなかった場合にはグレードアップしたサービスやお詫金の支払等で対応したこともあった。

そのような営業方針のもと、ゴールデンウィーク等の繁忙期には数百名に及ぶ顧客を扱い、それだけで数千万円の赤字を出すこととなった。しかし、次々と新しいツアーを企画してその旅行代金の入金を受け、それを既に行ったツアー経費の支払に充てるという方法により事業を継続し、赤字額をさらに増大させていった。このことに関し斧山社長は、従業員らに対し「創業当初は知名度を高めるために安売りをすることはやむを得ない。会社が力を付ければ、業者からのキックバック等も得られて挽回が可能である。」等と述べていた。

平成13年になるとJALの呼称航空券の価格が上昇し始めたが、破産会社は1年先までの注文を受けていたために対応ができず、仕入価格の上昇に伴って赤字が加速度的に拡大していった。平成14年10月には、JALの呼称航空券が入手できなくなったが、破産会社は、正規料金の航空券を購入して受注おりの格安価格で販売したため、同月及び翌11月分約300名の顧客に対する対処で、約2000万円の赤字が生じた。

平成15年1月29日、斧山社長が「平成10年3月に格安航空券による儲け話を大阪市内のチケット取扱会社に持ちかけ、約3億8000万円を騙し取った」との詐欺容疑で、大阪地検特捜部に逮捕された（この詐欺被告事件は、現在大阪地方裁判所に係属中で、斧山社長は大阪拘置所に勾留中である。）。そこで同月31日、従業員が破産会社のホームページに、「業務を本日限りで停止せざるを得ない。自己破産の申し立てなど法的整理を進めたい」などと掲載し、支払停止に至った。

そして同年2月12日、東京地方裁判所に自己破産申立をし、同日午後5時、破産宣告決定がなされて、当職が破産管財人に選任された。

#### 4 本件破産事件に関連する刑事問題について

破産宣告直後、大阪地検特捜部より「証拠品の押収が未了であるため本社事務所の撤去等は暫く猶予して欲しい」旨の要請を受けたが、その後、大阪地検では本件を扱わないこととなった旨連絡を受けた。同月28日、一部債権者が警視庁に対して捜査要請の上申書を提出し、当職は、同庁より本社事務所の撤去猶予の要請を受けた。しかし、同年3月26日、同庁より「捜査の目途が立たないので、本社事務所の撤去も結構である」旨の連絡を受けた。その後の進展状況に関する情報は、当職にはない。

#### 5 斧山社長個人の資産状況に関して

現時点で斧山社長個人には破産宣告決定もなく（斧山社長個人は、破産会社の債務につき保証等はしておらず、その他特段の負債は無いとのことである。）、当職は破産管財人の地位にないから、その資産状況等を知り得る立場にはない。ただし斧山社長によれば、平成12年に自己破産・免責決定を受けたことがある、とのことである。

#### 第2 破産管財人が破産宣告後に行った管財業務、及び今後の見通し

当職が破産宣告後に行った管財業務の概要は、以下のとおりである。

- 1 現金590万円を申立代理人より引き継いだ。
- 2 普通乗用自家用車（H11年登録）及び航空券（クーポン券128枚）は、破産裁判所の譲渡包括許可に基づき、合計121万6180円で売却した。
- 3 預金口座については、各種書類の精査、関係者からの事情聴取等を行って鋭意調査したが、破産財団の増殖に具体的・現実的に貢献し得る財産は、今のところ発見されていない。
- 4 破産会社本社事務所の敷金残についても、回収には困難が見込まれる。

#### 第3 破産財団の現状

平成15年5月26日現在の残高（財団債権の一部を支払った後の残高）。

¥7,021,908

#### 第4 破産債権

- 1 本件においては、破産宣告直後より、配当を行える可能性が極めて低い状況が見受けられたため、破産裁判所と協議した結果、破産債権者の費用と労力を省くため、当面、破産債権の届出を受けない方法によって手続を進行させることとし、平成15年2月12日付「破産管財人からのお願い」にてその旨告知した。
- 2 なお、忝破産申立書添付の債権者一覧表に掲載されていた債権者、及び忝そこに不掲載で破産宣告の通知が送付されないとして当職に通知の送付を要求してきた債権者に関する債権の総額・総件数（何れも当職の認否を経た数字ではない）は、以下のとおりである。

(一) 一般破産債権

① 旅行者（基本的に旅行申込代表者）	¥778,382,571	2363名
② 取引業者	¥23,295,478	18社
③ 小計	¥801,678,049	2381名

(二) 優先的破産債権（労働債権）	¥3,183,001	2名
-------------------	------------	----

第5 財団債権

判明している租税等財団債権の総額（一部支払済）	¥2,259,604
-------------------------	------------

第6 一般破産債権者に対する配当見込

- 1 今後は、経費を節約しながら破産財団の増殖に可能な限り努力し、速やかに破産財団を確定する所存である。しかし、破産財団の残高（上記第3）から、最優先で支払うべき財団債権額（上記第4、一部支払済）を控除した金額は、約500万円に過ぎない。そしてここから更に、今後の管財費用等も相当程度支出されることが見込まれる。このような状況にかんがみれば、今後、回収が現実的に可能で、かつ多額の財産が発見される等例外的な事情が生じない限り、一般破産債権者に対する配当は、極めて困難であると思われる。
- 2 加えて本件においては、破産債権者への配当を行うことが極めて困難となるべき、以下の特殊事情が明確となっている。
  - ① 破産宣告の通知は、破産会社が把握していた全ての「旅行申込代表者」に発送したが、それにもかかわらず後日、通知が届かないとの旅行者からの問い合わせが多数あった（132名、約2300万円）。これはおそらく、旅行者の中に、旅行申込代表者との連絡が取れない者が多数あるためと推測される。現に当職のもとには「旅行申込代表者とは音信不通であるから、別個に破産宣告の通知を送付されたい」とする申し出もあった。このような状況にかんがみると、破産債権の確定手続を行えば、旅行申込代表者と同伴者の双方（延べ約7,000名）から多数の重複届出がなされる恐れがある。ところが、破産会社にはそれを検証・整理するための資料・体制はないため、收拾不可能な混乱を招くことが予測される。一方、そのような混乱をさけるために、破産債権者に詳細な疎明資料を要求すれば、債権届出による破産債権者の費用倒れも発生しかねない。
  - ② 仮に、破産債権の確定手続ができたとしても、旅行申込代表者と業者だけでも約2400名に及ぶ本件の配当を行うためには、送金手数料が金150万円程度に及ぶと概算される。なお、配当経費を節減するためのATMの利用、あるいは郵便切手による配当等は、債権者数からして事実上不可能である。

以 上